

【参考】子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園（公立・私立）の保育料について

区分	山北町	松田町	大井町																																																							
公立	(平成 26 年度まで) 保育料 (月額) 13,000 円、入園料 なし (平成 27 年度) 変更なし (月額) 13,000 円		(平成 26 年度まで) 保育料 (月額) 6,000 円、入園料 5,000 円 (平成 27 年度) 変更なし (月額) 6,000 円																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">園児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">保育料の月額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">保育料の基準</th> <th colspan="2">該当園児</th> </tr> <tr> <th>2人目</th> <th>3人目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯含む)</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>第1階層を除き、所得割課税額が77,100円以下である世帯</td> <td>13,000円</td> <td>6,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>第1階層を除き、所得割課税額が77,101円以上211,200円以下である世帯</td> <td>13,000円</td> <td>6,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>第1階層を除き、所得割課税額が211,201円以上である世帯</td> <td>13,000円</td> <td>6,500円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		園児の属する世帯の階層区分		保育料の月額		階層区分	定義	保育料の基準	該当園児		2人目	3人目以降	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円	第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯含む)	3,000円	1,500円	0円	第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円以下である世帯	13,000円	6,500円	0円	第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,101円以上211,200円以下である世帯	13,000円	6,500円	0円	第5階層	第1階層を除き、所得割課税額が211,201円以上である世帯	13,000円	6,500円	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>世帯の階層区分</th> <th>保育料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税所得割課税額77,100円以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,200円以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,201円以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	第1階層	生活保護世帯	0円	第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	6,000円	第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	6,000円	第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	6,000円
	園児の属する世帯の階層区分		保育料の月額																																																							
	階層区分	定義	保育料の基準	該当園児																																																						
				2人目	3人目以降																																																					
	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円																																																					
	第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯含む)	3,000円	1,500円	0円																																																					
	第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円以下である世帯	13,000円	6,500円	0円																																																					
	第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,101円以上211,200円以下である世帯	13,000円	6,500円	0円																																																					
	第5階層	第1階層を除き、所得割課税額が211,201円以上である世帯	13,000円	6,500円	0円																																																					
階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)																																																								
第1階層	生活保護世帯	0円																																																								
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円																																																								
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	6,000円																																																								
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	6,000円																																																								
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	6,000円																																																								
※該当園児 同一世帯で小学校3年生以下の範囲において子どもが2人以上いる場合の最年長の子どもから順に数えた園児 ◆今後の見直し予定について <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし(未定)		◆今後の見直し予定について <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし(今のところは)																																																								
国の負担額と同様		国の負担額と同様																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>世帯の階層区分</th> <th>保育料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税所得割課税額77,100円以下</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,200円以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,201円以上</td> <td>25,700円</td> </tr> </tbody> </table>		階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	第1階層	生活保護世帯	0円	第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>世帯の階層区分</th> <th>保育料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税所得割課税額77,100円以下</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,200円以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,201円以上</td> <td>25,700円</td> </tr> </tbody> </table>		階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	第1階層	生活保護世帯	0円	第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																			
階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)																																																								
第1階層	生活保護世帯	0円																																																								
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円																																																								
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円																																																								
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円																																																								
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																																																								
階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)																																																								
第1階層	生活保護世帯	0円																																																								
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円																																																								
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円																																																								
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円																																																								
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																																																								
第2子・3子の判断基準 同一世帯で小学校3年生以下の範囲において子どもが2人以上いる場合の最年長の子どもから順に数えた該当園児		国の負担額と同様																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>世帯の階層区分</th> <th>保育料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税所得割課税額77,100円以下</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,200円以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,201円以上</td> <td>25,700円</td> </tr> </tbody> </table>		階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	第1階層	生活保護世帯	0円	第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>世帯の階層区分</th> <th>保育料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税所得割課税額77,100円以下</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,200円以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>市町村民税所得割課税額211,201円以上</td> <td>25,700円</td> </tr> </tbody> </table>		階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	第1階層	生活保護世帯	0円	第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																			
階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)																																																								
第1階層	生活保護世帯	0円																																																								
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円																																																								
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円																																																								
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円																																																								
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																																																								
階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)																																																								
第1階層	生活保護世帯	0円																																																								
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円																																																								
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円																																																								
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円																																																								
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円																																																								

区分	開成町			
公立	(平成 26 年度まで) 保育料 (月額) 5,500 円、入園料 3,000 円 (平成 27 年度) 変更なし (月額) 5,500 円			
	世帯の階層区分	保育料 (月額)		
		1 人目	2 人目※	3 人目※
	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
公立	市町村民税所得割非課税世帯	3,000 円	1,500 円	0 円
	その他の世帯	5,500 円	5,500 円	0 円
※同一世帯で小学校 3 年生以下の範囲において子どもが 2 人以上いる場合最年長の子どもから順に数えた当該園児  ◆今後の見直し予定について <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし				
私立	国の負担額と同額			
	階層	世帯の階層区分	保育料 (月額)	
	第 1 階層	生活保護世帯	0 円	
	第 2 階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000 円	
	第 3 階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円	
	第 4 階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円	
私立	第 5 階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円	

中井町教育・保育給付に係る利用者負担額表（1号認定関係）

階層区分	1号認定		国基準（参考）
	私立幼稚園	なかいこども園	
生活保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	3,000円	3,000円	3,000円
町民税均等割額のみ課税			
町民税所得割額が 77,100円以下	16,100円	6,500円	16,100円
211,200円以下	20,500円	6,500円	20,500円
211,201円以上	25,700円	6,500円	25,700円

1号認定

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、給付単価を限度とする。  
 なお、平成26年度の保育料等の額が町で定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める。（経過措置）

# 大井町

## 保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額(月額)					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
国階層区分	階層区分	定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	B1	第1階層を除き市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	母子世帯等	0	0	0	0	0
	B2		その他世帯	6,300	6,300	4,200	4,200	4,200
第3	C1	48,600円未満	母子世帯等	12,900	12,800	10,800	10,700	10,800
	C2		その他世帯	13,600	13,500	11,500	11,400	11,500
第4	D1	第1階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に	48,600円以上 72,800円未満	21,000	20,700	18,900	18,600	18,300
	D2		72,800円以上 97,000円未満	24,000	23,600	20,200	19,900	18,900
第5	D3	市町村民税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に	97,000円以上 132,000円未満	31,100	30,700	26,900	26,500	22,800
	D4		132,000円以上 169,000円未満	35,600	35,100	29,000	28,600	24,000
第6	D5	市町村民税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に	169,000円以上 213,000円未満	41,400	40,800	30,700	30,200	25,500
	D6		213,000円以上 257,000円未満	43,900	43,200	31,900	31,400	26,600
第7	D7	市町村民税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に	257,000円以上 301,000円未満	45,100	44,400	33,000	32,500	27,000
	D8		301,000円以上 322,000円未満	54,400	53,500	34,600	34,100	27,900
第7	D9	市町村民税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に	322,000円以上 345,000円未満	56,000	55,100	35,400	34,800	28,400
	D10		345,000円以上 397,000円未満	57,600	56,700	36,100	35,600	29,200
第8	D11	397,000円以上	74,800	73,700	47,400	46,700	38,300	

山北町保育料基準額表

各月初日の在籍保育利用児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額(月額)							
		保育標準時間			保育短時間				
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳未満児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	B	市区町村民税非課税世帯(A階層を除く)	4,500	3,000	3,000	4,500	3,000	3,000	
第3	C	市区町村民所得割額課税世帯であって、その額が次の区分に該当する世帯(A階層を除く)	48,600円未満	13,000	11,500	11,000	12,900	11,400	10,800
第4	D1		48,600円以上 64,700円未満	20,000	18,000	17,500	19,800	17,800	17,200
	D2		64,700円以上 80,800円未満	24,000	22,000	21,500	23,700	21,700	21,100
	D3		80,800円以上 97,000円未満	26,500	25,000	23,000	26,200	24,700	22,600
第5	D4		97,000円以上 121,000円未満	30,500	26,500	23,500	30,200	26,200	23,100
	D5		121,000円以上 145,000円未満	35,000	28,500	25,000	34,600	28,100	24,500
	D6		145,000円以上 169,000円未満	38,500	30,500	26,500	38,000	30,100	26,000
第6	D7		169,000円以上 213,000円未満	43,000	33,000	27,000	42,500	32,600	26,500
	D8		213,000円以上 257,000円未満	47,500	33,500	27,500	46,900	33,000	27,000
	D9		257,000円以上 301,000円未満	49,500	34,000	28,000	48,900	33,500	27,500
第7	D10		301,000円以上 350,000円未満	54,500	34,500	29,000	53,800	34,000	28,500
	D11		350,000円以上 397,000円未満	59,000	35,000	29,500	58,300	34,500	29,000
第8	D12	397,000円以上	63,000	35,500	30,000	62,200	35,000	29,400	

【旧】

保育料算定の階層区分

階層	入所児童の世帯の階層区分
第1	生活保護法による養育世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯
第2	市町村民税非課税世帯
第3	市町村民税課税世帯
第4	19,000未満
	19,000以上
	40,000未満
	40,000以上
	70,000未満
	70,000以上
	103,000未満
	103,000以上
	205,000未満
	205,000以上
	307,000未満
	307,000以上
	413,000未満
	413,000以上
	520,000未満
	520,000以上
	627,000未満
	627,000以上
	734,000未満
	734,000以上
	925,000未満
	925,000以上
	1,119,000未満
	1,119,000以上

改正

\* 所得税から町民税の所得割へ

町民税所得割税額
生活保護世帯 (*)
市町村民税非課税世帯
48,600未満
71,500未満
71,500以上
97,000未満
97,000以上
131,200未満
131,200以上
169,000未満
169,000以上
212,400未満
212,400以上
255,800未満
255,800以上
301,000未満
301,000以上
333,000未満
333,000以上
365,000未満
365,000以上
397,000未満
397,000以上
500,300未満
500,300以上
605,200未満
605,200以上

【新】

保育料算定の階層区分

3歳未満児 (3名認定)	3歳児 (2名認定)	4歳以上児 (2名認定)
0	0	0
6,300	4,200	4,200
13,600	11,500	11,500
20,400	18,300	18,300
21,000	18,900	18,700
30,200	28,200	22,800
31,100	29,000	24,000
40,200	35,400	26,800
41,400	35,500	26,900
42,700	35,600	27,000
52,800	35,700	29,000
54,400	35,800	29,100
56,000	35,900	29,200
61,600	47,400	38,400
67,200	59,000	47,800
72,800	70,700	57,200

額に変更無し \* 従来の保育料 II 標準時間認定保育料

【旧】

保育料(月額)

【新】

標準時間認定 保育料(月額)

3歳未満児 (3名認定)	3歳児 (2名認定)	4歳以上児 (2名認定)
0	0	0
6,300	4,200	4,200
13,500	11,400	11,400
20,200	18,100	18,100
20,700	18,500	18,400
29,800	27,800	22,400
30,700	28,600	23,500
39,700	34,900	26,300
40,800	35,000	26,300
42,000	35,000	26,300
52,100	35,000	28,300
53,600	35,000	28,300
55,100	36,000	28,400
60,800	46,500	37,500
66,200	58,000	46,800
71,600	69,500	56,100

新規に追加 \* 左表の概ね 98.3% を保育料とする

【新】

短時間認定 保育料(月額)

【旧】

保育料(月額)

開成町

特定保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担金（保育所保育料）

階層区分	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等以外)	3,000	2,900	2,000	1,900
所得割課税額48,600円未満 (ひとり親世帯等)	5,000	4,900	4,000	3,900
所得割課税額48,600円未満 (ひとり親世帯等以外)	10,100	9,900	8,000	7,800
所得割課税額48,600円以上 58,200円未満	12,100	11,800	9,600	9,400
所得割課税額58,200円以上 67,900円未満	13,600	13,300	11,000	10,800
所得割課税額67,900円以上 77,600円未満	15,400	15,100	13,900	13,600
所得割課税額77,600円以上 87,300円未満	17,300	17,000	15,600	15,300
所得割課税額87,300円以上 97,000円未満	19,300	18,900	17,200	16,900
所得割課税額97,000円以上 109,000円未満	22,000	21,600	19,400	19,000
所得割課税額109,000円以上 121,000円未満	24,800	24,300	22,400	22,000
所得割課税額121,000円以上 133,000円未満	26,900	26,400	23,600	23,100
所得割課税額133,000円以上 145,000円未満	29,000	28,500	24,900	24,400
所得割課税額145,000円以上 157,000円未満	31,000	30,400	25,900	25,400
所得割課税額157,000円以上 169,000円未満	33,000	32,400	27,000	26,500
所得割課税額169,000円以上 191,000円未満	35,700	35,000	28,200	27,700
所得割課税額191,000円以上 213,000円未満	38,400	37,700	29,400	28,900
所得割課税額213,000円以上 235,000円未満	41,400	40,600	31,500	30,900
所得割課税額235,000円以上 257,000円未満	43,900	43,100	32,600	32,000
所得割課税額257,000円以上 279,000円未満	47,000	46,200	34,800	34,200
所得割課税額279,000円以上 301,000円未満	49,800	48,900	36,700	36,000
所得割課税額301,000円以上 349,000円未満	53,500	52,500	38,000	37,300
所得割課税額349,000円以上 397,000円未満	57,300	56,300	39,400	38,700
所得割課税額397,000円以上	62,900	61,800	43,100	42,300

- ・4～8月分の保育料は前年度の市町村民税を基に、9～3月の保育料は当該年度の市町村民税を基に計算する。
- ・市町村民税は、児童の保護者（家計の主宰者が児童の父母以外の場合、当該扶養義務者も含む）の合計とする。
- ・未就学児の兄弟姉妹が同時に幼稚園、保育所等の施設を利用する場合は、第2子は半額、第3子以降は無料。なお、半額にした際に100円未満の端数が発生した場合は、切り捨てる。

平成27年度 中井町教育・保育給付に係る利用者負担額表

階層区分		2号認定				3号認定	
		4歳以上児		3歳児		3歳未満児	
		保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	1,000 (0)	1,000 (0)	1,000 (0)	1,000 (0)	2,000 (0)	2,000 (0)
3	所得割課税額 25,000円未満	4,000	3,800	5,000	4,800	6,000	5,800
4	25,000円以上 48,600円未満	5,000	4,600	6,000	5,600	7,000	6,600
5	48,600円以上 65,000円未満	12,000	11,600	13,000	12,600	14,000	13,600
6	65,000円以上 81,000円未満	15,000	14,600	16,000	15,600	19,000	18,600
7	81,000円以上 97,000円未満	19,500	19,100	20,000	19,600	25,000	24,600
8	97,000円以上 110,000円未満	22,000	21,400	23,000	22,400	31,000	30,400
9	110,000円以上 126,000円未満	23,000	22,400	25,000	24,400	34,000	33,400
10	126,000円以上 169,000円未満	24,500	23,900	27,000	26,400	39,000	38,400
11	169,000円以上 235,000円未満	25,500	24,600	28,000	27,100	43,000	42,100
12	235,000円以上 301,000円未満	27,000	26,100	29,000	28,100	47,000	46,100
13	301,000円以上 359,000円未満	27,500	26,300	31,000	29,800	52,000	50,800
14	359,000円以上 397,000円未満	28,500	27,300	33,000	31,800	55,000	53,800
15	所得割課税額 397,000円以上	31,000	29,400	35,000	33,400	58,000	56,400